

「とちまる安心認証制度実施要綱」の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(対象)</p> <p>第2条 認証制度の対象となるものは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証に記載されている事業者（以下「対象事業者」という。）のうち「新型コロナウイルス感染防止取組宣言」を実施している者が営む県内の事業用施設で、<u>その場で飲食することを主たる目的とした設備を有し、専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(認証事業者の責務)</p> <p>第11条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく要請を遵守すること。</u></p> <p>(認証の取消し)</p> <p>第13条 対策本部長は、認証施設が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。</p> <p>(1) <u>認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認した場合</u></p> <p>(2) <u>認証事業者が第11条各号に掲げる事項を遵守していないことを確認した場合</u></p>	<p>(対象)</p> <p>第2条 認証制度の対象となるものは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証（<u>飲食店又は喫茶店に係る許可に限る。</u>）に記載されている事業者（以下「対象事業者」という。）のうち「新型コロナウイルス感染防止取組宣言」を実施している者が営む県内の事業用施設で、専ら集客を目的とするもの（次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(認証事業者の責務)</p> <p>第11条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(認証の取消し)</p> <p>第13条 対策本部長は、<u>認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは</u>、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。</p>

<p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、対策本部長が認証を取り消す必要があると認められた場合</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>① <u>この要綱は、令和3（2021）年12月3日から施行する。</u></p>	